

札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第47号）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(普通浴場及び福利厚生浴場における措置基準)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) <u>浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲料水を供給する設備を設けること。</u></p> <p>(10)～(26) (省略)</p> <p>(27) 入浴者用の便所については、<u>脱衣室に併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。</u></p> <p>(28)～(30) (省略)</p> <p>(31) 入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、<u>福利厚生浴場であって、市長が男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたもの</u>については、この限りでない。</p> <p>(32) 脱衣室、洗い場及び浴槽については、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のものとの相互間にも見通しができないようにし、<u>浴槽については、男子浴槽内の湯と女子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。</u></p> <p>(33) (省略)</p> <p>(個室を設けるその他の浴場における措置基準)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p>	<p>(普通浴場及び福利厚生浴場における措置基準)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>(1)～(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) <u>入浴者用の飲料水を供給する設備を利用しやすい場所に設けること。</u></p> <p>(10)～(26) (現行のとおり)</p> <p>(27) 入浴者用の便所については、<u>利用しやすい場所に設け、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。</u></p> <p>(28)～(30) (現行のとおり)</p> <p>(31) 入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、市長が男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p> <p>(32) 脱衣室、洗い場及び浴槽 (<u>衣類を着用する者のみを入浴させる場合を除く。</u>) については、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のものとの相互間にも見通しができないようにすること。</p> <p>(33) (現行のとおり)</p> <p>(個室を設けるその他の浴場における措置基準)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(1)～(5) (現行のとおり)</p>

(6) 入浴者用の便所を設け、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。

(7)～(11) (省略)

(個室を設けないその他の浴場における措置基準)

第7条 個室を設けないその他の浴場における措置基準は、第5条各号(第4号ウ及び第12号を除く。)並びに前条第1号から第3号まで、第5号、第7号、第9号及び第11号に掲げる基準とする。この場合において、第5条第31号ただし書中「福利厚生浴場であって、市長」とあるのは「市長」と、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場及び洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第2号、第3号及び第9号中「個室」とあるのは「浴室」とする。

(6) 入浴者用の便所を設け、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。

(7)～(11) (現行のとおり)

(個室を設けないその他の浴場における措置基準)

第7条 個室を設けないその他の浴場における措置基準は、第5条各号(第4号ウ及び第12号を除く。)並びに前条第1号から第3号まで、第5号、第7号、第9号及び第11号に掲げる基準とする。この場合において、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場及び洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第2号、第3号及び第9号中「個室」とあるのは「浴室」とする。